

京都市告示第277号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月30日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	久世水0298号	南区久世上久世町712番地の1地先 同町720番地の2地先	点
2	檜原水0082号	西京区檜原上池田町13番地地先 同町18番地の19地先	点
3	竹田水0101号	伏見区竹田内畑町(189番地+189番地の1)地先 同町188番地+188番地の1)地先	点
4	向島水0300号	伏見区向島丸町2番地の1地先 同町1番地の8地先	点
5	小栗栖水0049号	伏見区小栗栖森本町33番地地先 同町20番地の85地先	点
6	桂水0152号	西京区桂稻荷山町31番地の50地先 同町31番地の30地先	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	梅ヶ畑水0005号	右京区梅ヶ畑畑ノ下町1番地の24地先 同町37番地の2地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)